一、碧玉釧	二箇	
一、車輪石	十八箇	
一、鍬形石	二十三箇	
一、石突形碧玉製品	一箇	
一、碧玉製模造品		
鏃形	二十六箇	
坩形	三箇	
一、石製模造品		
台付坩形	一箇	
坩形	四箇	
其他出土品一切		

○文部科学省告示第百十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を統合し、同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月十五日

文部科学大臣　林　芳正

（彫刻の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造大日如来坐像（金堂安置）　一軀 附　木造天蓋　一面	明治三十二年内務省告示第八十八号及び平成二十四年文部科学省告示第百三十五号		木造大日如来坐像　一軀 木造不動降三世明王坐像 不動明王像内に天福二年、大仏師法眼行快等の銘がある　二軀 附　木造天蓋（大日如来像所用）（金堂安置）　一面	宗教法人天野山金剛寺	大阪府河内長野市天野町九九六
木造不動明王坐像（伝運慶作）　一軀	明治三十二年内務省告示第八十八号				
木造降三世明王坐像（伝運慶作）　一軀	明治三十二年内務省告示第八十八号				

○文部科学省告示第百十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月十五日

文部科学大臣　林　芳正

（書跡・典籍の部）

上欄		中欄		下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数		名称及び員数	所有者	所有者の住所
宋版一切経　六千九十六帖	昭和三十九年文化財保護委員会告示第三号	宋版一切経　六帖 経箱　六百四合		宋版一切経　六千百二帖 附　経箱　六百四合 慶元四年銘（言箱）	宗教法人醍醐寺	京都府京都市伏見区醍醐伽藍町一